

成人式にご参加ください

昭和 63 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日生まれまでの市内に住民登録のある方には、昨年 12 月にはがきでお知らせしています。

はがきが届いていない方、市内に住居登録のない方でこの成人式の参加を希望する方、および障がいのある方で付き添いの必要な方はお知らせください。

〔日時〕 1 月 12 日(祝)午前 10 時 15 分から受け付け
〔会場〕 エコルマホール
〔時間〕 午前 11 時～午後 2 時 30 分

〔問い合わせ〕 児童青少年課
児童青少年係



祝 狛江市成人式

昨年の成人式の様子

〔内容〕 ▽第三中学校による
箏演奏▽抽選会▽ビデオレター
▽立食パーティーなど

「源流の郷・生活体験事業」

多摩川源流・小菅村で生活体験をしてみませんか？

住民交流友好都市である小菅村から市民の皆さんを対象に、村営住宅一棟(3LDK)が無償で提供されることになりました(光熱費等は利用者負担)。

源流の郷小菅村で、仕事従事など生活体験をとおして、源流の理解と村民との交流を



無償提供される住宅

深めてみませんか。
〔対象〕 市内に住所を有する年齢 50 歳以下(1 月 1 日現在の個人または家族で、多摩川の源流を愛する方※若者大歓迎です。

〔住宅利用期間〕 1 カ月以上 1 年未満以内
〔面接〕 小菅村役場での面接があります。

※村での仕事等の相談、そのほか不明な点は、お問い合わせください。

〔申し込み・問い合わせ〕 3 月 10 日(火)までに小菅村源流振興課 ☎ 0428(87)0111 へ。

市立小・中学校の就学 通知書の発送と入学説明会

通学区域外からの通学に関する承認基準

通学区域制度とは

今年 4 月に市立小・中学校に入学する子どもの保護者の方へ、入学式の日時と就学先を指定した就学通知書を 1 月中旬に発送します。返信用はがき(了知書)に必要事項を記入の上、2 月 13 日(金)までに届くよう送付してください。国立・私立の学校に入学する方は、その学校の入学許可書または承諾書を提出してください。すでに提出済みの方は、再提出の必要はありません。

学校の適正規模・適正配置と教育内容を保障し、計画的な学校経営を行うことにより、義務教育における教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという目的で行われています。例えば、教室や授業教材の計画的整備や職員体制や学校行事など、学校教育を円滑に進めるために設けられたものです。

通知書が届かなかつたり、平成 20 年 12 月 26 日(金)以降に転入した方はご連絡ください。
入学説明会(左表参照)には、必ず出席してください。

また、通学区域は学校と地域社会を結びつける副次的な役割も果たしているため、市立学校は、通学区域に定めているそれぞれの指定校へ通学をします。

ただし、保護者、児童・生徒の事情にも配慮する必要から基準を設けて、指定校変更・区域外就学を認めています。
指定校以外の学校を希望し、「指定校変更の承認基準」(別表 1 参照)、「区域外就学の承認基準」(別表 2 参照)に該当する児童・生徒は、指定校以外の学校へ通学が認められます。
〔申し込み・問い合わせ〕 学校教育課学事給食係へ。

市立小・中学校の入学説明会日程一覧

学校名	入学説明会実施日時
第一小学校	2 月 9 日(月)午後 2 時 30 分から
第三小学校	1 月 30 日(金)午後 2 時から
第五小学校	2 月 12 日(木)午後 2 時 30 分から
第六小学校	2 月 20 日(金)午後 2 時から
和泉小学校	2 月 19 日(木)午後 2 時から
緑野小学校	2 月 13 日(金)午後 2 時から
第一中学校	2 月 9 日(月)午後 2 時 30 分から 〔授業公開〕午後 1 時 30 分～2 時 20 分
第二中学校	2 月 12 日(木)午後 2 時 35 分から 〔授業公開〕午後 1 時 30 分～2 時 20 分
第三中学校	2 月 9 日(月)午後 1 時 25 分～3 時 40 分 〔授業公開〕説明会時間内に実施
第四中学校	2 月 12 日(木)午後 2 時 30 分から 〔授業公開〕午後 1 時 30 分～2 時 20 分

別表 1 指定校変更の承認基準 (市内での学区外通学)

分類	承認要件	添付書類	期間
居住地理	通学距離	—	卒業まで
	途中転居	指定校変更に関する調書	—
	転居予定	賃貸借契約書等、転居することが確認できる書類	転居日まで
家庭環境	保護先	勤務先等を証明する書類	その理由が存する期間
	学童保育所等	入所(入会)が決定している学童保育所、小学生クラブの近くの小学校への通学を希望する場合	—
教育的配慮	兄弟姉妹	兄弟姉妹が現に通学している場合	—
	いじめ等	いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められる場合	指定校変更に関する調書
	指定校変更卒業生	指定校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通常進学する中学校への進学を希望する場合	—
	部活動(※)	指定校にない部活動、もしくはさらに充実した部活動がある学校への通学を希望する場合	—
	その他	児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要だと教育委員会が認める場合	状況を証明する書類

※部活動については、就学後の部活動の活動を保障するものではありません。

別表 2 区域外就学の承認基準 (市外からの通学)

分類	承認要件	添付書類	期間
居住地理	途中転出	区域外就学に関する調書	学期末まで(ただし、最終学年は卒業まで)
	転入予定	賃貸借契約書等、転入することが確認できる書類	転入日まで
家庭環境	保護先	勤務先等を証明する書類	その理由が存する期間
	兄弟姉妹	兄弟姉妹が現に通学している場合	—
教育的配慮	いじめ等	区域外就学に関する調書	卒業まで
	その他	児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要だと教育委員会が認める場合	状況を証明する書類